屋外広告物交付金要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、知事が予算の範囲内において交付する屋外広告物事務の取扱いに要する交付金(以下「交付金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (交付の対象)
- 第2条 交付金を交付する対象は、当該年度の4月1日現在、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)(以下「法」という。)及び愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)(以下「条例」という。)に基づく事務のうち、愛知県事務処理特例条例(平成11年条例第55号)の規定により、次に掲げる事務を処理する市町村とする。
 - (1)法第7条第4項の規定により違反に係るはり札等、広告旗又は立看板等を除却し、 又はその命じた者等に除却させること。
 - (2) 法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第2項の規定により公示すること((1) に掲げる事務に係るものに限る。(3) 及び(4) において同じ。)。
 - (3) 法第8条第3項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。
 - (4) 法第8条第4項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。
 - (5)(1)に掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。 (交付金の額及び交付時期)
- 第3条 交付金の額は、1市町村あたり一年につき40,000円とする。

附則

この要綱は、昭和63年1月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。